

議第六十九号

岐阜県地方競馬組合規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、岐阜県地方競馬組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和三年五月七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県地方競馬組合規約の一部を改正する規約

岐阜県地方競馬組合規約の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「笠松町長の職にある者」を「岐阜県副知事の職にある者で岐阜県知事が指名するもの」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 副管理者は、笠松町長の職にある者及び岐南町長の職にある者をもつて充てる。

第八条第五項中「管理者」の下に「及び副管理者」を加え、「笠松町長」を「それぞれ第二項及び第三項に規定する職」に改め、同条第六項を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による総務大臣の許可があつた日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県地方競馬組合の管理者を変更する等のため、岐阜県地方競馬組合規約の一部を変更しようとする。